



中津市監査委員告示第 25 号

令和3年11月30日付け中監第501号で提出した財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、中津市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月17日

中津市監査委員 恒 賀 慎 太 郎

措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体等監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 社会福祉法人 中津市社会福祉協議会</p> <p>[指定管理施設名] 養護老人ホーム 中津市豊寿園</p> <p>[所管部局・課] 福祉部 介護長寿課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①切手の使用状況及び残数管理について、現状では金種を分けることなく同一の切手受払簿に記載しているため、金種毎の残数把握ができず、現物と台帳との突合せが容易にはできない状況である。 効率的な事務処理を行うためにも、切手受払簿は金種毎に分けて作成し管理するよう改善を求める。</p> <p>②備品管理については概ね良好であるが、一部寄附等により取得したものについて備品登録がないものがある。備品登録基準に照らして必要なものについては、速やかに備品登録を行うよう求める。 また、施設内には中津市所有の備品、社会福祉協議会所有の物品、入所者等が持ち込んでいる私物が混在していますので、その帰属先については明確に分かるよう十分注意して管理を行ってください。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①養護老人ホーム中津市豊寿園の管理運営に関する基本協定書第25条2項にて、施設の利用状況等については毎月終了後に月次報告を行うよう定めがあるが、現在提出されている書類は入所者に係る措置費の実績報告書及び各種サービスの利用票のみである。 指定管理施設は、市と指定管理者が相互に協力し、適正かつ円滑に管理運営する必要がある、その現状把握は極めて重要と考える。よって、管理指導を行う担当部署として常に施設の現状把握が行わ</p>	<p>①今回のご指摘を受けて、切手受払簿につきましては金種ごとに作成し保管管理するよう改めました。 今後とも適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>②今回のご指摘を受けて、備品の管理については改めて設置者である市と確認を行い、備品台帳の再整備を行いました。 今後とも適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>①現状、市と指定管理施設との間では、入所者状況や施設状況について変更や報告事項等があった場合には、速やかに電話による報告を行い情報共有に努めています。 しかしながら、記録を残す上でも紙媒体でのやり取りは重要であると考えますので、月次報告等の内容についても改めて指定管理者と協議・検討し、今後とも適切に施設の状況把握が行えるよう改善することとしました。 今後とも、基本協定書等に基づいた</p>	

<p>れるように、月次報告の際の報告事項について再度指定管理者と協議・検討し、事務改善に努められるよう求める。</p> <p>②指定管理施設執務室にある一部の椅子等について、不適切に備品登録が解除されたものがある。また、寄附や旧施設からの持ち込み物についても、必要な備品登録がされていないものが見受けられる。再度調査の上、適切な事務処理を行うよう求める。</p>	<p>適正な事務の遂行に努めて参ります。</p> <p>②ご指摘のとおり、椅子等の一部の備品について備品登録基準を誤認し、誤って登録解除したものがありません。これらも含め指定管理者と再確認を行い、11月29日までに備品台帳の再整備を完了しました。 今後とも、適正な備品管理を行うよう努めて参ります。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------